

2026年1月16日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

ニュー・チャイナ・ファンド（予想分配金提示型） ニュー・チャイナ・ファンド（資産成長型） 繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ

このたび、弊社では、以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）の繰上償還（信託終了）を予定しておりますので、お知らせいたします。

当ファンドの繰上償還につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

1. 対象となる証券投資信託

ニュー・チャイナ・ファンド（予想分配金提示型）
ニュー・チャイナ・ファンド（資産成長型）

2. 繰上償還の理由

各ファンドは信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さんにとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき、繰上償還するものです。

3. 繰上償還予定日

2026年3月10日

4. 書面決議

- ・2026年1月19日時点の受益者の皆さんに「繰上償還 議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2026年2月19日までに弊社に到着するよう返信用封筒にてご返送ください。なお、ご賛成いただける受益者の方は、「繰上償還 議決権行使書面」をご返送いただく必要はございません。
- ・2026年2月20日に書面決議を行い、繰上償還に対する賛成が議決権の3分の2以上にあたる場合、繰上償還を行います。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、繰上償還を実施しません。

5. ご留意事項

- ・2026年1月16日以降、当ファンドをお申込みいただいた受益者の方は、本件繰上償還に関し、議決権はありません。
- ・書面決議において繰上償還の実施が決定した場合、償還準備のため組入有価証券等の売却を開始しますが、組入有価証券等の売却が完了するまでの間は、相場変動等の影響を受け基準価額は変動します。
- ・繰上償還の実施が決定した場合、組入有価証券等の売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しません。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。